

福岡県バリアフリー交通推進事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 福岡県バリアフリー交通推進事業補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者が、ユニバーサルデザインタクシー車両又は福祉タクシー車両（以下「UD タクシー車両等」という。）を導入する際の経費の一部を助成することにより、障がい者や高齢者、妊婦や国内外からの旅行者など、誰もが利用しやすい公共交通の普及の促進を目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー車両 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日国土交通省令第 192 号）」第 5 に基づき国土交通大臣の認定を受けたタクシー車両をいう。
- (3) 福祉タクシー車両 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日付国土交通省令第 111 号）」第 1 条第 1 項第 14 号に規定するタクシー車両をいう。
- (4) デマンド交通 道路運送法施行規則（昭和 28 年 8 月 18 日運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議での合意に基づき、市町村が運行主体となる有償のコミュニティバスのうち、乗客から事前の予約を受けることにより、予め定められた路線や一定区域を運行するものをいう。
- (5) 県協議会 UD タクシー車両等の導入によって公共交通のバリアフリー化を推進するため、福岡県が主体となり、地方運輸局、関係事業者、関係団体等を構成員として設置した協議会をいう。

(補助対象事業者)

第 4 条 この補助金の交付対象事業者は、タクシー事業者又はタクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者であって、福岡県税の滞納がない者とする。

(補助対象車両)

第 5 条 この補助金の対象となる UD タクシー車両等は、県協議会において、誰もが利用しやすい公共交通の普及促進のために整備を図る必要があると認められた車両であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 福岡県内に本社、支社、支店又は営業所が存するタクシー事業者が使用する車両であるこ

と。

- (2) 福岡県内に車両の使用の本拠を置く車両であること。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けたことがない車両であること。
- (4) 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号他）、又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 29 日付観産第 690 号他）及びその他国が実施する同様の補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていない車両であること。
- (5) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、本補助金の交付を決定した会計年度の末日までに、新規登録（登録抹消した自動車の再登録を除く）する車両であること。

（補助金の交付額）

第 6 条 補助金の交付額は、UD タクシー車両等の導入に要する経費のうち車両本体の価格（消費税額を除く）（以下、「補助対象経費」という。）に別表に定める補助率を乗じて得た額と、別表に定める限度額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てるものとする。

（申請の手続き）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 号による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 8 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第 2 号により通知するものとする。

（補助事業の変更）

第 9 条 前条の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更、又は中止しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業遅滞の報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速や

かに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 4 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額の確定を行い、様式第 5 号により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 14 条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して支払うものとする。

2 補助事業者が、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 6 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業に関して、知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (2) 補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3) その他補助事業の執行について偽りその他不正の行為があったとき
- (4) 補助事業を中止したとき（但し、第 10 条の規定により承認を受けたものを除く）

(取得財産等)

第 16 条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産を、当該取得の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）に相当する期間を経過する期間内に処分しようとするときは、予め知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から耐用年数が経過するまでの期間に相当する額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 4 知事は、補助事業者が市町村から委託等を受けて運行するデマンド交通の用に供するため取得した財産について、当該受託契約等が耐用年数を経過するまでの期間内で終了した場合、別

表（２）ウの上限額に基づき交付した補助金額と別表（２）アの上限額を比較し、その差額について、当該受託契約等の期間の末日から耐用年数が経過するまでの期間に相当する額を返還させることができる。

（補助金の経理）

第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（帳簿書類の検査等）

第 18 条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

（暴力団排除）

第 19 条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 6 条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、第 4 条に定める補助対象事業者及び補助対象事業者から貸与を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）

(2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

3 知事は、補助対象事業者及び補助対象事業者から貸与を受ける者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、補助対象事業者及び補助対象事業者から貸与を受ける者の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度から令和 3 年度までの補助金に適用する。

別表（第6条関係）

（1）補助事業

第2条に定める目的のため、第4条に定める補助対象事業者が、その事業の用に供するため、第5条に定める補助対象車両を導入する事業。

（2）補助の限度額

	区 分	補助対象経費	補助率	限度額 (1両あたり)
ア	ユニバーサルデザインタクシー 車両又は福祉タクシー車両 (スロープ又は回転シートを装 備する車両)	車両本体価格 (消費税抜き)	1/3	60万円
	イ			福祉タクシー車両 (リフトを装備する車両)
ウ	市町村の委託等によるデマンド 交通の用に供するユニバーサル デザインタクシー車両	車両本体価格 (消費税抜き) が240万円 以下の場合	1/3	60万円
		車両本体価格 (消費税抜き) が240万円 を超える場合	定額 (補助対象経費の 額から180万円を 控除した額)	120万円